

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書 (令和4年度)

令和5年9月

三重県



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッと」ちゃん

目 次

1. はじめに.....	P 1
2. 推進計画の概要.....	P 1
3. 令和4年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況…	P 5
(1)犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援.....	P5
A 相談及び情報の提供.....	P5
B 被害の早期回復・軽減のための支援.....	P11
C 生活再建に対する支援.....	P15
(2)犯罪被害者等を支える社会の形成の促進.....	P16
A 総合的な支援体制の整備.....	P16
B 犯罪被害者等への理解の促進.....	P24
4. 犯罪被害者等支援施策実施概要.....	P28
5. 数値目標の進捗状況.....	P37
6. 令和4年度の実施結果の評価、残された課題.....	P38
7. 令和5年度の実施の方向性.....	P41
8. 別添資料.....	P43

1. はじめに

県内の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに年々減少を続けていましたが、令和 4 年に増加傾向に転じました。殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通死亡事故は、未だなくなっていない。

また、県が平成 30 年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

県では、こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に平成 31 年 3 月「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和元年 12 月同条例に基づき、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

本書は、令和 4 年度中の県関係部局（警察本部、教育委員会を含む）による犯罪被害者等支援施策の実施状況を取りまとめ、各施策の現状及び今後の方向性を確認することにより、推進計画の進捗状況を管理するとともに、県における犯罪被害者等支援施策の一層の進展を図るものです。

2. 推進計画の概要

（１）計画の期間

令和 2 年度から令和 5 年度までの間

（２）基本方針

条例第 3 条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の 3 つの基本方針を掲げています。

① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

(3) 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「基本施策」の下に各「施策」を整理しました。

施策体系図

基本方針

1	犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
2	犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
3	犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

施策の柱

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

基本施策

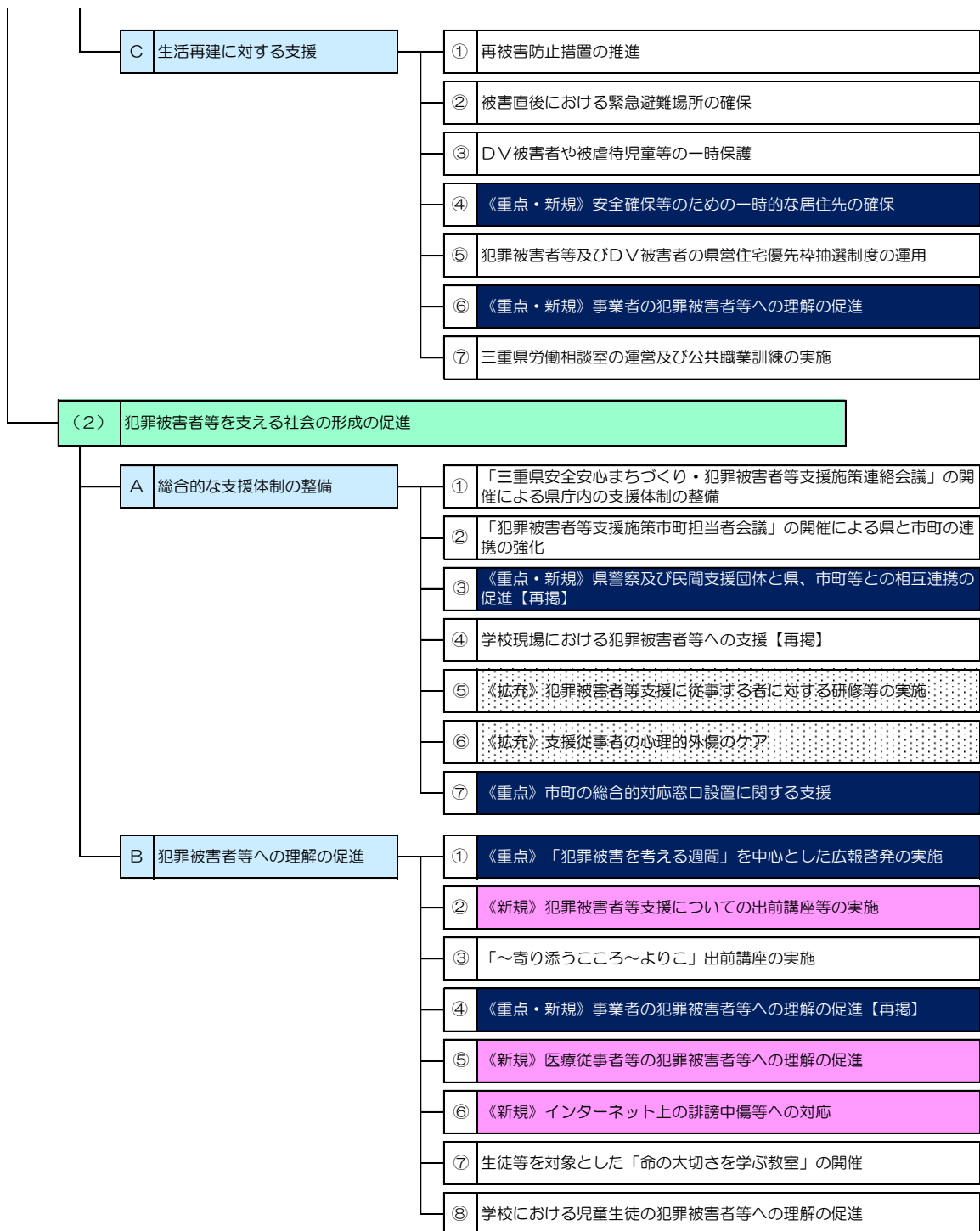
A 相談及び情報の提供

施策

- ① 《重点・新規》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進
- ② 《重点》「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営
- ③ 被害者支援委員の運用
- ④ 性犯罪被害者相談ダイヤル「#8103」（ハートさん）の運用
- ⑤ 被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供
- ⑥ DV被害にかかる相談対応
- ⑦ 児童虐待にかかる相談対応
- ⑧ 交通事故にかかる相談対応
- ⑨ 「被害者の手引」の配付による犯罪被害者等への情報提供の充実

B 被害の早期回復・軽減のための支援

- ① 《重点・新規》三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付
- ② 犯罪被害給付制度の運用
- ③ 公費支出制度の運用
- ④ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担
- ⑤ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施
- ⑥ 学校現場における犯罪被害者等への支援
- ⑦ 犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供



※条例制定により取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは「拡充」、注力して取り組む施策は「重点」と表記しています。

(4) 進捗管理

推進計画では、年度ごとに各施策の実施状況を取りまとめ、有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」における意見聴取等により、進捗状況の点検、施策の改善を図ることとしています。

また、以下の数値目標を設け、犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断することとしています。

目標項目	令和4年度 の数値	目標値 (令和5年度)	対応する基本施策
① 犯罪被害者等支援 施策集作成市町数	18 市町	29 市町	・ 相談及び情報の提供 ・ 被害の早期回復・軽減の ための支援 ・ 生活再建に対する支援 ・ 総合的な支援体制の整備
② 「(公社)みえ犯罪 被害者総合支援セ ンター」の認知度	10.9%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の 促進
③ 「みえ性暴力被害 者支援センター よりこ」の認知度	17.2%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の 促進

3. 令和4年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況

令和4年度における主な施策の実施状況を推進計画の施策体系に沿ってまとめました。全施策の実施状況は、34ページから42ページに掲載しています。

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第15条 相談及び情報の提供

第18条 損害賠償請求に関する支援

① 《重点施策》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進

i 「コーディネーター」の配置

犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに、総合的な支援体制の整備等に従事する「コーディネーター」を配置しました。

関係機関・団体間の相互連携の促進を図るため、県が実施する、市町等行政機関の職員や民間の支援ボランティア等に対する研修会において、コーディネーターが講話等を実施し、犯罪被害者等支援従事者育成をしました。

ii 「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会の開催

県内を8ブロックに分けて、県、市町、警察、関係機関・団体が参加する勉強会・意見交換会を開催しました。

三重県、三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センターの3者が中心となり開催し、市町の担当者和その市町を管轄する警察署の担当者を中心に、三重弁護士会、法テラス三重地方事務所、津地方検察庁、三重県公認心理師会が参加し、暴力団員が絡む殺人事例を素材として、各主体の対応についてのケーススタディなどをしました。

各担当者の対応能力の向上だけでなく、担当者同士顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要】

	ブロック	実施日	参加市町	参加者
1	四日市	10月18日	四日市市、朝日町、川越町、菰野町	14名
2	鈴鹿・津	10月27日	鈴鹿市、亀山市、津市	14名
3	桑名	11月1日	桑名市、木曽岬町、いなべ市、東員町	14名
4	南勢志摩	11月10日	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町	14名
5	松阪	11月16日	松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町	11名
6	伊賀	12月1日	伊賀市、名張市	11名
7	紀北	12月8日	尾鷲市、紀北町	11名
8	紀南	12月19日	熊野市、御浜町、紀北町	11名

【ブロック別意見交換会の状況 左：松阪ブロック 右：南勢志摩ブロック】



② 《重点施策》「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営

i 相談受理状況

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への令和4年度の相談件数は658件となり、平成27年の「よりこ」開設以来最多となった昨年度を21件上回りました。

そのうち、相談方法では電話相談が315件（前年度330件、前年比-15件）と最多となっています。

また、令和2年6月1日から開始した「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」の3分野合同のSNS相談について、「性暴力被害」に関する相談件数は、対前年度比1.4倍となる220件（前年度154件、前年比+66件）と大きく増加しました。

【3分野合同SNS相談実績】

相談機関	相談件数（前年度比）
D V	96 件（－22 件）
妊娠SOS	587 件（＋331 件）
性暴力	220 件（＋66 件）
合計	903 件（＋375 件）



【三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談
広報用チラシ】（別添 1 参照）

ii 相談対応の 24 時間 365 日化

令和 3 年 10 月 1 日から、国が同日に設置する「夜間休日対応コールセンター」と連携するとともに、当県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「よりこ」の相談対応時間を平日 1 時間延長（平日 10 時から 16 時まで→平日 10 時から 17 時まで）することにより、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応を 24 時間 365 日化しています。

なお、令和 5 年 4 月 1 日からは、平日の相談対応時間を更に 1 時間延長（平日 10 時から 17 時まで→平日 9 時から 17 時まで）し、相談者の利便性の向上を図ります。

※内閣府設置の「夜間休日対応コールセンター」の概要

国のコールセンターは令和 3 年 10 月 1 日（金）に開設され、平日 17 時～翌日 10 時、土日祝、年末年始の運営となります。

夜間休日にコールセンターで受け付けた相談について、緊急性が高い場合は、「よりこ」に連絡が入り、急性期に必要な医療支援（緊急避妊など）等の対応が引き継がれ、緊急性の低い相談については、翌営業日に引き継がれます。

iii 中学生に対する「よりこ」の周知啓発

若年層の性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するため、中学生向けの「よりこ」広報用チラシを作成のうえ、教育委員会と連携し、県内中学校に対して同チラシを配付しました。

誰にも相談できずにいる中学生の性暴力被害者や、性暴力に関する相談を生徒等から打ち明けられた際の対応に不安を感じている学校職員等に活用してもらうことを目的としています。そして、支援を必要としている被害者が安心して相談ができ、一人でも多くの支援に繋がるよう、中学校の保健室等へチラシを置いてもらうとともに、性暴力の被害に苦しんでいる生徒や保護者の方へ必要に応じて「よりこ」を案内してもらう等の活用を図りました。（別添2参照）

表面



裏面（8つ折りA7サイズ）



【中学生向けよりこ啓発チラシ】
（別添2参照）

iv 小学生及びその保護者に対する「よりこ」の周知啓発

性犯罪・性暴力を社会から根絶するためには、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を、小学校低学年から繰り返し行っていくことが重要となります。

小学校の低学年児童とその保護者に「プライベートゾーン（自分だけの大切な身体の部分）」についての基礎的な知識を学んでもらうとともに、「よりこ」の支援内容を周知するため、啓発チラシを作成し県内の全ての小学校へ送付しました。児童や保護者に配付してもらうほか、学習教材として利用してもらう等の活用を図りました。

（別添3参照）

【小学生向けよりこチラシ】（別添３参照）

（見開き A 4 サイズ）

（四つ折り A 6 サイズ）

～左頁 児童用～ ～右頁 保護者用～

～表～

～裏～



v 啓発カード、ステッカーを活用した「よりこ」の周知啓発

上記の相談対応の 1 時間延長（平日 10 時から 17 時まで→平日 9 時から 17 時まで）を盛り込み、また、一人でも多くの方の支援に繋がるよう、新しい「よりこ」啓発カード・ステッカーを作成、関係機関・団体に配付して、「よりこ」の周知に努めました。

【「よりこ」啓発カード・ステッカー配布先一覧】

配付先	配付箇所	カード 配付数	ステッカー 配付数
各種学校 （大学、専門学校、公立・私立高等学校、特別支援学校等）	141	7,500	-
県内医療機関 （産婦人科）	75	3,750	-
その他関係機関・団体 （警察、市町、保健所、女性相談所、男女共同参画センター、生涯学習センター、県立図書館、人権センター、こころの健康センター、児童相談所、福祉事務所）	112	5,600	990
合 計	328	16,850	990

【「よりこ」啓発カード】（別添4参照）

～表面～

～裏面～



【「よりこ」啓発ステッカー】
（別添5参照）

vi SANE養成

誰にも相談できずにいる被害者を一人でも多く適切な支援に繋ぐために「よりこ」の支援体制の充実が求められています。

そのため、令和3年度に性暴力被害者に寄り添うことができる看護職の募集を行ったところ、県内の医療機関から推薦された3名の看護師は、性暴力被害者支援看護職（SANE：Sexual Assault Nurse Examiner）の養成プログラムを受講しました。

そして、3名の受講者に加え、既にプログラムを受講済みの大学職員を「三重県性暴力被害者医療的支援推進員」として委嘱し、「よりこ」と連携した活動を行える体制を整えました。

令和4年度は、委嘱を受けたSANEが自身の所属する病院の職員に対し、性暴力被害者のケアについて理解を深めてもらうためのチラシの作成を行いました。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第 16 条 経済的負担の軽減

第 17 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

① 《重点施策》三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付

- i 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負った若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者ご本人に見舞金を給付しました。

令和 4 年度は、合計 9 件、175 万円の見舞金の支給を行いました。

申請手続きの援助をみえ犯罪被害者総合支援センターへ委託して、被害者の負担軽減を図るとともに、出来るだけ迅速に給付するため、申請受理から支給までを約 3 週間とする目標で手続きを進め、速やかな給付を行いました。

【令和 4 年度見舞金給付実績】

見舞金の種別	給付件数、給付額（前年）
遺族見舞金	1 件、60 万円（2 件、120 万円）
重傷病見舞金	5 件、100 万円（7 件、140 万円）
精神療養見舞金	3 件、15 万円（2 件、10 万円）
合 計	9 件、175 万円（11 件、270 万円）

- ii 見舞金を必要としている外国人の犯罪被害者等が確実に見舞金を受け取れるよう制度周知を図るため、外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、簡体中国語）の「三重県犯罪被害者等見舞金広報用チラシ」を三重県 HP に掲載するとともに、県や市町の相談窓口を設置しました。



【三重県犯罪被害者等見舞金チラシ】
（日本語、中国簡体語、スペイン語、
ポルトガル語、英語表記）
（別添 7 ①～⑤参照）

④性犯罪・性暴力被害者に対する初期的医療処置の公費負担

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」で相談を受けた性犯罪・性暴力被害者に対して、適切な医療的処置が受けられるようにするとともに、緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費負担ができるよう、連携・協力病院（産婦人科）の整備を行いました。

また、男性被害者が受診できる連携・協力病院を確保するため、医師会と調整を行いました。

現在、連携・協力病院（産婦人科・泌尿器科）は26病院（うち男性被害者が受診できる連携・協力病院は6病院）となっています。

～連携・協力病院に対する協力依頼事項～

1 産婦人科

① 診察、処置

- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）
- 緊急避妊措置（緊急避妊薬の処方、膈内洗浄）

② 医療費の請求

- 医療費の公費支出に伴う請求事務

③ 患者への配慮

- 待機場所の確保（他の患者の目に触れることのない待機場所の確保）
- 病院内出入口付近の配慮（他の患者の目に触れることのない出入口の配慮）
- 診療時間の対応（他の患者の目に触れないよう診療時間を変えるなどの対応又は休日、夜間における緊急対応）

2 泌尿器科

① 診察、処置

- 外傷等の診察、処置（肛門や尿道への挿入（陰茎、異物等）による外傷、陰茎や睾丸の傷等）
- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）

② 医療費の請求、③ 患者への配慮 いずれも上記に同じ

⑥学校現場における犯罪被害者等への支援

学校における児童生徒間の性暴力対応ハンドブックの作成

学校における性暴力被害は、事実確認の困難さや性の問題が取り扱いにくいことに加え、周囲の人間関係によっては被害が発覚しづらいなどの理由から、潜在化しやすい傾向があります。また、被害児童生徒だけでなく、保護者や他の児童生徒への慎重な対応が求められ、事件化する可能性がある場合は司法面接との兼ね合いも考慮する必要があるため、学校側も対応に

苦慮することが考えられます。

令和4年度は、現場の声や専門家の意見を踏まえ、学校現場における性暴力事件発生時の対応要領等をまとめたハンドブックを330冊作成し、教育委員会等を通じて、県内の学校に配布を行いました。このハンドブックは実際に使用され、学校内での速やかな情報共有に役立っています。



⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供

犯罪被害にあわれた方のためのノート「^{あか}灯り」の配布

犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族は、突然犯罪に巻き込まれ、頭が真っ白になりどうすればよいかわからない状態になります。そのような中で、これまで経験したことのない、警察や検察庁での事情聴取や司法手続きに始まり、市町等の行政機関での手続き、怪我等の治療、加害者との交渉等、これまで経験したことのない様々な出来事に巻き込まれていきます。

そうすると、次から次へと身に降りかかる全ての出来事を記憶しておくことは大変困難になります。さらに人から傷つけられる経験をした被害者の方やそのご家族、ご遺族は、世の中が安全・安心であるという感覚がなくなってしまう、特に事件直後は人に助けを求めることを躊躇することもあります。

このような中で、被害後の記録をノートに書き込んだり、各機関で渡される書類をまとめたりすることで、心や記憶が整理され、少しずつ安全・安心感を取り戻すことが出来ると考えます。そして、このノートを支援機関と共有することで途切れない支援を受けることができ、被害からの回復に繋がっていきます。

令和3年度、三重県では被害者の方やそのご家族、ご遺族の被害からの回復に貢献できるように、犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」を200冊作成しました。

令和4年度は、支援にあたる県内市町、警察、検察庁等関係機関に対して、「灯り」を配布しました。

これまでに、20冊の「灯り」が被害者の方やそのご家族、ご遺族の方の手にわたり、活用されています。

【犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」】



(A5版2つ穴リングファイル型、A5サイズクリアファイル・A4サイズ収納ケース付き)

C 生活再建に対する支援

条例第19条 安全の確保

第20条 居住の安定

第21条 雇用の安定

④《重点施策》安全確保等のための一時的な居住先の確保

令和2年7月8日に締結した「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」により、犯罪被害者等が犯罪被害や二次被害・再被害防止のために、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援を行いました。

令和4年度の同協定に基づく支援実績は0件（前年比-1件）でした。

【協定に基づく支援の概要】

	協定に基づく支援の概要
①	希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供
②	入居契約時における仲介手数料の免除

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化

犯罪被害者等支援施策について、県と市町が意見交換等を行うことで連携を深めることを目的に、市町の総合的対応窓口担当者が参加する犯罪被害者等支援施策市町担当者会議を開催しました。

三重県くらし・交通安全課、みえ犯罪被害者総合支援センター、市町（27 市町、42 人）が参加し、各主体の取組報告、好事例発表や意見交換を行いました。



⑤ 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施

令和 4 月 9 月及び令和 5 年 1 月、犯罪被害者等支援従事者を対象とした「三重県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。

研修会では、犯罪被害者ご遺族、大学准教授による講演に加え、犯罪被害者等支援の専門家による事例検討やロールプレイング研修を実施することで、実務に直結したノウハウの習得を目指すとともに、関係機関・団体の顔

の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要（第1回三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日 ・ 場所	講師	参加者
第1回	9月 14日 (金) 三重県 教育文化会館 (津市)	【講演】 ・ 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 理事 松井 克幸氏 演題「犯罪被害者等の立場に立った支援」 【グループワーク】 三重県くらし・交通安全課 テーマ1「自身の所属で可能な支援について考える」 テーマ2「自身の所属で出来ない支援への対応を考える」	46人 県職員、市町職員、警察官、検察官、弁護士、海上保安官、法テラス職員、支援センター職員等

【第1回三重県犯罪被害者等支援研修会開催状況】



【開催結果概要（第2回三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日 ・ 場所	講師	参加者
第2回	1月 19日 (木) 三重県 総合文化センター (津市)	【講義】 ・ 三重県くらし・交通安全課 「犯罪被害者等支援フローチャートについて」 ・ 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 三重県警察本部 津地方検察庁 三重弁護士会被害者支援センター 日本司法支援センター三重地方事務所（法テラス） 「関係機関における支援内容について」 ・ 三重県公認心理師会 会長 仲 律子氏 「被害者の心情に寄り添った相談対応について」	41人 県職員、市町職員、警察官、検察官、弁護士、海上保安官、法テラス職員、いのちの言葉プロジェクト、支援センター相談員 等

【第2回三重県犯罪被害者等支援研修会の開催状況】



⑦ 《重点施策》市町の総合的対応窓口設置に関する支援

i 総合的対応窓口への支援

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う市町の総合的窓口において、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があります。

そのため、市町の総合的対応窓口に来られた方への交付用の資料として、市町内及び関係機関・団体の支援窓口をとりまとめた「相談窓口等一覧」の作成を市町へ働きかけました。

働きかけの際、市町が「相談窓口等一覧」を作成しやすいよう、ひな形を作成し配付しました（別添7参照）。

また、犯罪被害者等支援窓口の周知のため、窓口設置用ミニのぼり旗を関係機関・団体へ配付し、設置を促進しました。



【窓口設置用
ミニのぼり旗】

ii 「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用

市町担当者の多くが実際に犯罪被害者等支援を行った経験がなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なり、加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、支援方法や支援内容に差が生じます。

市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするため、令和2年度に、犯罪被害者等支援のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を、市町やみえ犯罪被害者総合支援センター、三重県弁護士会、津地方検察庁等関係機関・団体等に配付しました。

令和4年度には、三重県犯罪被害者等支援研修会で同ハンドブックに関する講話やグループワークで活用する等して、窓口担当者のハンドブック活用を促しました。

【三重県犯罪被害者等支援ハンドブック】



iii 「犯罪被害者等支援施策集」の作成支援

犯罪被害者等支援施策集は、自治体が実施主体となっているものや、他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業を取りまとめたものです。

市町における関係課との連携体制の構築、支援施策の把握及び適切な情報提供に資するため、市町内の犯罪被害者等支援施策をとりまとめた市町版「犯罪被害者等支援施策集」についてひな形（別添８参照）を作成し、施策集未作成の市町に配付して作成を促しました。

また、コーディネーターとともに施策集未作成の市町を訪問し、犯罪被害者等支援担当課（室）長及び担当者と面談して犯罪被害者等支援体制整備について助言や意見交換を行うとともに、施策集作成の重要性について説明し、継続して支援を充実させていくよう働きかけました。

しかし、最終的に施策集の作成は 17 市町、窓口等一覧の作成は 18 市町にとどまりました。

【作成状況】

種別	作成市町数
市町版犯罪被害者等支援施策集	18 市町
相談窓口等一覧	21 市町

iv 市町における犯罪被害者等支援条例・要綱の制定

市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、各市町に対し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について情報提供を行いました。

また、条例制定検討中の市町との個別協議を行い、各担当者に対して、県が条例を検討した際のスケジュールや条例の構成イメージ、支援の取組イメージ、条例素案、条例検討懇話会スケジュール等に関する説明を行い、条例制定に向けた取組を支援しました。

そして、令和4年10月、県内すべての市町で条例・要綱が制定されたことにより、三重県全域で支援のベースが整いました。

○市町における条例等施行状況

市町名	施行月日	支援事業
津市 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円) ・助成金(家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング)
名張市 (要綱)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)
鳥羽市 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円) ・助成金(家事援助、一時保育、転居、家賃)
志摩市 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円) ・助成金(家事援助、一時保育、転居、家賃)
伊賀市 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)
東員町 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円)
玉城町 (条例)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)
御浜町 (要綱)	令和4年 4月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)
大台町 (条例)	令和4年 6月22日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)
紀宝町 (要綱)	令4年10 月1日	・支援金(遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円)

○令和3年度以前に条例（要綱）を施行（策定）した市町

市町名	施行月日	支援事業
松阪市 （要綱）	平成31年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング）
四日市市 （条例）	令和元年 10月4日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円） ・助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
大紀町 （条例）	令和2年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
明和町 （条例）	令和2年 7月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
度会町 （条例）	令和2年 9月18日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
多気町 （条例）	令和2年 9月25日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
桑名市 （条例）	令和2年 9月30日	・支援金（遺児30万円） ・助成金（家事援助、一時保育、家賃、転居、真相究明活動） ・市営住宅入居の特別配慮
いなべ市 （条例）	令和2年 10月1日	
南伊勢町 （条例）	令和2年 12月18日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
伊勢市 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
鈴鹿市 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
尾鷲市 （条例）	令和3年 4月1日	
熊野市 （要綱）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
木曽岬町 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
菰野町 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
朝日町 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）・
川越町 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
紀北町 （条例）	令和3年 4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
亀山市 （条例）	令和3年 7月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病等10万円） ・助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、転居、家賃、特殊清掃） ・カウンセリングの提供

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第 22 条 県民の理解の促進

第 23 条 学校における教育の促進

① 《重点施策》「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施

i 「犯罪被害を考える集い」の開催

社会全体で犯罪被害者等を支えていくという機運の醸成と犯罪被害者等支援に対する県民や事業者の理解促進を図るため、三重県犯罪被害者等支援条例では「犯罪被害を考える週間(11月25日から12月1日まで)」を定めています。

同期間中の令和4年11月26日(土)、津市、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、「犯罪被害を考える集い」を開催しました。

【「犯罪被害を考える集い」開催状況】



【「犯罪被害を考える集い」フロア展示状況】



【開催概要】

開催日時場所	プログラム	参加者
11 月 26 日 (土) 13:30～16:00 サンヒルズ 安濃ハーモ ニーホール (津市)	【主催者挨拶】 三重県知事 一見 勝之 津市長 前葉 泰幸 【講演】 「あなたが突然、犯罪被害者になったら…」 犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟 氏 【条例概要・支援活動紹介】 ・津市犯罪被害者等支援条例概要 ・みえ犯罪被害者総合支援センター支援活動 【犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける 啓発イベント】 出演者 あつ (三重県出身シンガーソングライター) 【閉会挨拶】 みえ犯罪被害者総合支援センター 理事長 村本 淳子 【同時開催】 ・いのちの灯り展 ・生命のメッセージ展 in 三重 ・「三重県交通遺児を励ます会」ミニブース設置	102 人



【犯罪被害を考える集い
広報用チラシ】
(別添 9 参照)

ii 「犯罪被害を考える週間」における広報啓発活動

「犯罪被害を考える週間（11月25日から12月1日まで）」において、広く犯罪被害者等支援の気運を醸成するため、県、県地域機関、県内各市町、県内全域で一斉に広報啓発活動を実施しました。

県庁内県民ホールにおいては、のぼり旗・パネル・ポスター・チラシ等展示を実施しました。

【県庁内県民ホールにおけるパネル展示】



また、「犯罪被害を考える週間」に関連して、12月3日（土）、イオンモール明和店で、三重県警察、松阪市、多気町、明和町、大台町、みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、広報啓発イベントを開催しました。

犯罪被害者等支援に関するパネル展示、啓発物品の配布を行い来店客に広く周知するとともに、各市町ご当地キャラとの写真撮影を行い、子供を含めた家族で犯罪被害者の置かれている状況や支援の必要性について理解を深められるイベントにしました。

【イオンモール明和店における啓発】





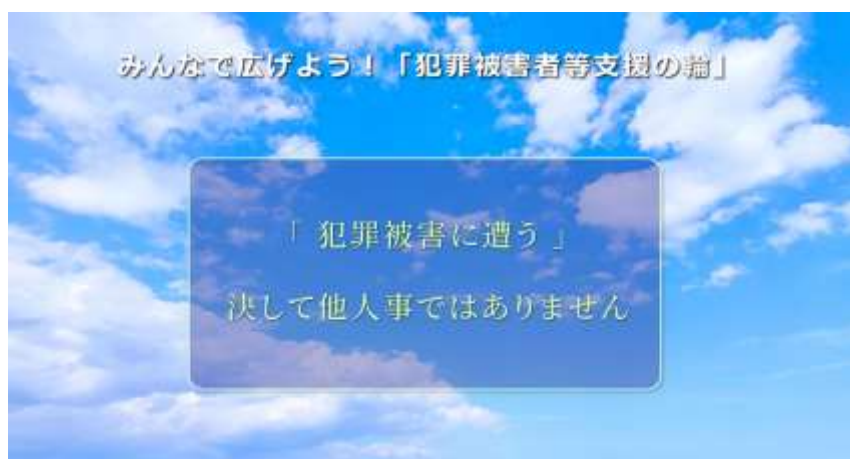
【犯罪被害を考える週間チラシ】
(別添10参照)

iii (その他) 広報啓発動画の作成、県ホームページ掲載

誰もが犯罪被害者等になりうる可能性がある中、犯罪被害者等に対する偏見や差別を排除し、社会全体で支えていくためには、一人ひとりが犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている困難な状況や命の尊さについて理解を深めることが重要です。

三重県では、犯罪被害者等を支える社会の形成に貢献できるよう、犯罪被害者等の声や、相談先窓口の情報をまとめた広報啓発動画を作成し、県ホームページに掲載しました。

【広報啓発動画】



② 犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施

「犯罪被害にあわれた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現」には、多くの機関・団体等の皆様に、支援の必要性等について正しく理解していただくことが重要です。

県職員が機関・団体等へ赴き、三重県犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援の必要性や要領、社会全体で支援するための必要な取組や活動等について事例を交えて説明をする出前講座を10回実施しました。

【開催概要】

実施日	実施先（担当窓口）	参加者
5月24日	三重県警察	22人
7月7日	津市役所	15人
8月12日	亀山市役所	13人
8月18日	伊勢市役所	18人
8月24日	津地方検察庁	13人
10月6日	みえ犯罪被害者総合支援センター	2人
10月20日	三重県社会福祉会	5人
10月31日	東員町	20人
2月2日、3日	伊勢市役所	延べ69人
	合計（延べ人数）	177人

【出前講座の実施状況（写真左：津市役所、写真右：伊勢市役所）】



4. 令和4年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	《重点施策》 ①県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
			○県内8ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 (前年度：同様の施策を実施。)	
			○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察から検察庁への事件送致時に（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施。)	警察本部
		《重点施策》 ②「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営	○性暴力・性犯罪被害者専門相談窓口として「よりこ」を運営し、関係機関と連携し、ワンストップ支援を実施しました。 ・相談件数：658件（前年度：637件、+21件） ・連携機関会議：1回（前年度：2回、-1回） ・研修会：13回（前年度：11回、+2回） ・直接支援件数：114件（前年度：140件、-26件）	環境生活部
		③被害者支援要員の運用	○犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、被害者支援要員を指定し、病院等への付添い、各種制度の説明、関係機関の紹介等の支援活動を行いました。 ・運用件数（年中）：260件 (前年：267件、-7件)	警察本部
		④性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」（ハートさん）の運用	○性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」を運用し、24時間体制で、性犯罪被害に関する相談に対応しました。 ・相談受理件数：41件（前年度：41件、±0件）	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	⑤被害者連絡制度による捜査に関する情報の提供	○対象事件の犯罪被害者等に対し、随時、捜査状況等の情報提供を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		⑥DV被害にかかる相談対応	○女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関と連携し、総合的な支援を実施するとともに、心理判定員や精神科医師などの専門職員による心のケアも実施しました。 ・相談件数：368件(前年度：442件、－74件)	子ども・福祉部
		⑦児童虐待にかかる相談対応	○児童相談所において、児童虐待をはじめとする養護相談等に応じるとともに、一時保護を行いました。 ・児童虐待相談対応件数：2,408件(報道未発表) (前年度：2,147件、+261件)	子ども・福祉部
		⑧交通事故にかかる相談対応	○交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。 ・相談件数：108件(前年度：59件、+49件)	環境生活部
		⑨「被害者の手引」の配布による犯罪被害者等への情報提供の充実	○刑事手続や関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し情報提供を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		《重点施策》 ①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を、犯罪被害者等に給付しました。 ・遺族見舞金：1件、60万円 (前年度：2件、－1件) ・重症病見舞金：5件、100万円 (前年度：7件、－2件) ・精神療養見舞金：3件、15万円 (前年度：2件、+1件)	環境生活部
		《重点施策》 ②犯罪被害給付制度の運用	○給付の対象となる犯罪被害者等に対し、制度の内容や手続について十分に教示するとともに、申請受理や裁定事務をできる限り速やかに行うよう努めました。 ・受理：5件(前年度2件、+3件) ・裁定：4件(前年度7件、－3件)	警察本部

		③公費負担制度の運用	○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため犯罪被害に係る医療費等の一部を公費で負担しました。 ・公費支出件数：48件 (前年度41件、+7件)	警察本部
施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	B 被害の早期回復・軽減のための支援	④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	○性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置費用を公費で支出し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。 ・公費支出：9件（前年度11件、-2件）	環境生活部
		⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	○犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、臨床心理士の資格を有する職員がカウンセリングを実施しました。 ・カウンセリング回数：122回 (前年度98回、+24回)	警察本部
		⑥学校における犯罪被害者等への支援	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。（前年度：同様の施策を実施）	教育委員会
		⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	○県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察本部、市町等関係機関・団体に配布しました。 ・作成部数：270部（前年度265部、+5部）	環境生活部 他
			○被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」を配布。 活用実績：20冊	環境生活部
	C 生活再建に対する支援	①再被害防止措置の推進	○再被害のおそれの大きい犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定してその要望を把握するとともに、関係機関と連携して、再被害防止に資する関連情報の継続的な教示、防犯指導等を行いました。（前年度：同様の施策を実施）	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	主担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	②被害直後における緊急避難場所の確保	○犯罪行為の現場になるなどして、自宅での居住が困難となった犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、一時避難に伴う宿泊費を公費で負担しました。 ・運用件数：2件（前年度5件、－3件）	警察本部
		③DV被害者や被虐待児童の一時保護	○女性相談所において一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設等へ一時保護を委託しました。 ・一時保護実施人数：実人員25名（本人） （前年度33名、－8名） 同伴児童：24名 （前年度20名、＋4名） ○児童相談所において一時保護を実施するとともに、児童養護施設等へ一時保護を委託しました。 ・児童虐待を事由とする一時保護実施人数：477人 （前年度413人、＋64人）	子ども・福祉部
		《重点施策》 ④安全確保等のための一時的な居住先の確保	○「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」に基づき、犯罪被害者等の居住の安定を図りました。 ・利用実績：0件 （前年度：1件、前年同期比－1件）	環境生活部
		⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用	○犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度について、同制度の適切な運用に努めました。 ・利用実績：1件 （前年度：0件、前年同期比＋1件）	県土整備部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	《重点施策》 ⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配付しました。(前年度：同様の施策を実施。) ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。(前年度：同様の施策を実施。)	環境生活部
		⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	【労働相談室】 ○労働者や事業主から労働問題に関する相談があった場合、その内容に応じて関係機関や支援制度等の情報提供を行いました。 (前年度：同様の施策を実施) 【公共職業訓練】 ○離職された方の早期の再就職を支援するため、職業訓練の機会を提供しました。 (前年度：同様の施策を実施)	雇用経済部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	①「三重県安心安全まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備	○「三重県安心安全まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」を開催し、県庁内関係部局間の連携強化を図りました。 ・開催状況：0回 (前年度：2回、前年同期比－2回)	環境生活部
		②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化	○「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を開催し、県と市町の連携強化を図りました。 ・開催状況：1回(5月) (前年度1回、前年同期比±0。 前年度はオンライン会議) ○県内8ブロックにおいて、市町担当者と少人数の意見交換会を開催し、市町の連携強化を図りました。 ・開催状況：8回(10月～12月)	環境生活部
		《重点施策》 ③県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○県内8ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加した意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 ・開催状況：8ブロック(10月～12月) (前年度：6ブロック、前年同期比＋2回)	環境生活部
			○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察から検察庁への事件送致時に(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		④学校における犯罪被害者等への支援【再掲】	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。(前年度：同様の施策を実施)	教育委員会

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	④学校における犯罪被害者等への支援 【再掲】	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。（前年度：同様の施策を実施）	教育委員会
		⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施	○犯罪被害者等支援従事者を対象に、研修会を2回開催し、支援従事者の資質の向上と関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。 ・第1回：講師…公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事松井克幸氏、参加者 52 名 ・第2回：講師…三重県公認心理師会会長仲律子氏、参加者 36 名 （前年度：同様の施策を実施）	環境生活部
			○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援従事者に対し、支援に当たり代理受傷を防止するための研修・ケース会議を開催しました。 ・受傷対策実施回数:13回 （前年度：10回、+3回）	環境生活部
		⑥支援従事者の心理的外傷のケア	○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談員を対象に代理受傷等に関する研修を行いました。 【環境生活部】 ・実施回数：8回（前年度：9回、－1回） ○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する教養、研修会等を行いました。【警察本部】 ・実施回数：13回（前年度 12回、+1回）	環境生活部・警察本部
		《重点施策》 ⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援	○ひな形の配布等により、市町の「窓口一覧表」及び「犯罪被害者等支援施策集」の作成を支援しました。 ・犯罪被害者等支援施策集作成市町数：18市町 （前年度：12市町、+6市町）	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施	○県広報誌「県政だよりみえ」11月号に「犯罪被害を考える週間」についての記事を掲載しました。【環境生活部】（前年度：同様の施策を実施） ○11月26日三重県営サンアリーナ（津市）において「犯罪被害を考える集い～津市犯罪被害者等支援条例制定記念～」を開催（警察は協力）しました。【環境生活部・警察本部】 〔プログラム〕 ・講演：犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟氏 ・津市犯罪被害者等支援条例概要紹介 ・（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター活動紹介 ・犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかける啓発イベント：出演者 あつ ・来場者数：102名 （前年度：同様の施策を実施） ○「犯罪被害を考える週間」中、県庁、県地域機関、市町役場、警察署等においてパネル、ポスター等展示を行いました。【環境生活部・警察本部】 （前年度：同様の施策を実施）	環境生活部・警察本部
		②犯罪被害者等支援についての出前講座の実施	○関係機関・団体等において、出前講座を実施し、条例の周知及び犯罪被害者等支援の必要性や具体的支援要領について事例検討を交えて説明しました。 ・実施回数：10回（前年度14回、－4回） ・参加者：177名（延べ） （前年度：382名、－205名）	環境生活部
		③「～寄り添う心～よりこ」出前講座の実施	○学校・自治会等において出前講座を実施し「よりこ」の周知及び性暴力被害の潜在化防止を図りました。 ・実施回数：12回（前年度7回、＋5回） ・参加者：268人（延べ） （前年度：322人、－54人）	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 【再掲】	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口及び事業者団体に配付しました。（前年度：同様の施策を実施。） ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。（前年度：同様の施策を実施。）	環境生活部
		⑤ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	○医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な医療を提供していただくための医療従事者向けパンフレットを作成、配付し、理解の促進を図りました。（前年度：同様の施策を実施。）	環境生活部
		⑥ インターネット上の誹謗中傷への対応	○総務省、法務省に対し、インターネット上における犯罪被害者等に対する誹謗中傷に対する法整備を含めた早急な対応を求める提言を行いました。（前年度：同様の施策を実施）	環境生活部
		⑦ 生徒等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	○犯罪被害者等の現状や、命の大切さの理解、規範意識の向上を図るため、中学、高校生を対象に、犯罪被害者ご遺族による講演を行いました。 ・実施回数：10回（前年度15回、－5回） ・参加者：2,876人 （前年度：3,676人、－800人）	警察本部
		⑧ 学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進	○犯罪被害者の人権に係わる問題に対する理解を深める学習が教科や特別活動等で行われるよう、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料等の活用を促進しました。 ・学習を行った小、中、県立学校：97校	教育委員会

5. 数値目標の進捗状況

数値目標の進捗状況は以下のとおりでした。

犯罪被害者等支援施策集作成市町数は増加し、「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「よりこ」の認知度も前年度から増加したが、目標の達成には、取組みを一層強化する必要があります。

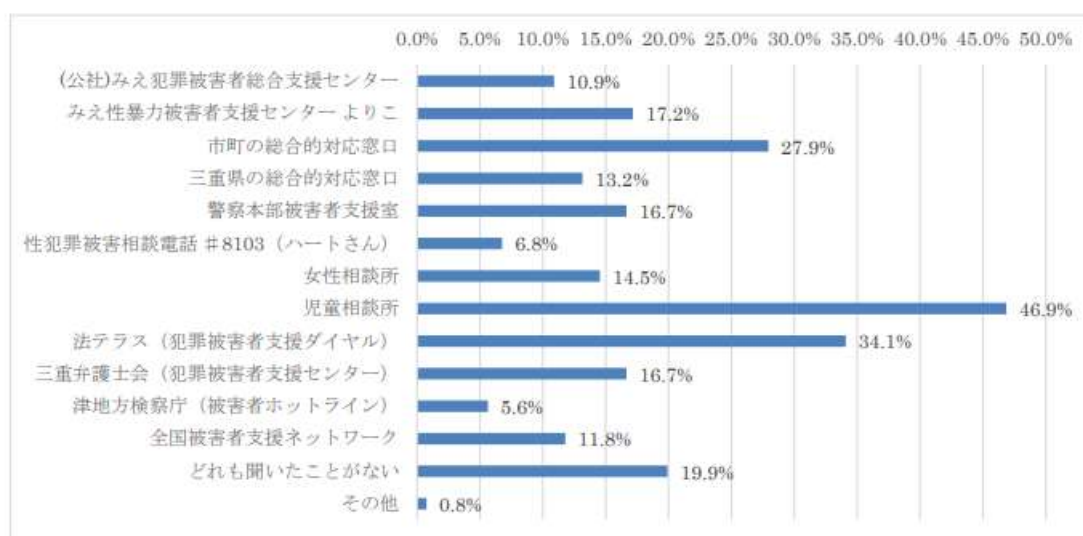
目標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和5年度)
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	7市町	12市町 (5市町増)	18市町 (6市町増)	29市町
② 「(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	11.3%	9.2% (2.1%減)	10.9% (1.7%増)	30.0%
③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	16.0%	15.8% (0.2%減)	17.2% (1.4%増)	30.0%

【参考】「三重県 e-モニターアンケート」(R4.12/14～12/28) 抜粋

今回調査：n=798人 前回調査：n=790人

Q7 犯罪被害者等支援の相談窓口について

あなたの知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。知っているものをすべて選んでください(複数回答可)



6. 令和4年度の実施結果の評価、残された課題

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

ブロック別に市町との意見交換会を、支援関係団体・機関にも参加いただきながら開催しましたが（8ブロック、100人参加）、各市町と支援関係機関・団体の相互連携体制の確立がまだ十分ではないと判断されるため、今後も、継続して同様の取組を進め、お互いに顔の見える関係を構築する必要があります。

また、市町の実務担当者との意見交換会を開催しましたが（27市町、42人が参加）、担当者からは「これまでに対応実績がないため、適切な対応ができるか不安」「実際に事案が発生した際に適切な支援につなげられるかが課題」等、対応実例が極めて低いことから生じる不安の声が上がっています。今後は、担当者向けのより実践的な研修の開催や、好事例等の情報提供、施策集作成を援助するなど、対応力の向上に向けた取組が必要です。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、周知広報取組の強化による「よりこ」認知度の向上に加え、近年のメディア等による情報発信の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響、SNS相談事業の開始などにより、令和4年度の相談件数は前年度を21件上回り、過去最多の658件に増加するなど、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが急速に高まってきています。そのため、令和3年10月1日から国が設置する「夜間休日対応コールセンター」を利用する等して、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応を24時間365日化し、令和5年4月1日からは、対応時間を1時間延長（午前10時～午後5時→午前9時～午後5時）して、より利便性を向上させました。また、付添い支援等直接的支援が必要となるケースが増えています。潜在化しやすい性被害を取り残さないため、「よりこ」とその支援内容の周知については、これまでの広報活動に加え、子どもや若年層等、ターゲットを当てた集中的な広報活動を行うなど、効果的な広報を進めるとともに、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化を速やかに進めていく必要があります。

また、医療機関との連携について、現在26病院（男性受診可能6病院）となりましたが、産婦人科と泌尿器科に限られていることから、さらなる協力病院の拡充に引き続き取り組むとともに、急性期に対応できる病院の確保、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保を進める必要があります。

す。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

三重県犯罪被害者等見舞金として、これまで令和元年度に 9 件 190 万円、令和 2 年度に 8 件 210 万円、令和 3 年度に 11 件 270 万円、令和 4 年度に 9 件 175 件を支給しました。被害者の方からは「大変助かった」という声をいただいています。今後も、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、見舞金を必要としているすべての被害者が見舞金を受け取れるよう制度周知を図っていく必要があります。

C 生活再建に対する支援

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」締結後、令和 4 年度中の利用は 0 件に留まりました。引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者が利用できるような制度周知を図っていく必要があります。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

令和 4 年 10 月時点で、県内全 29 市町に条例・要綱が制定され、支援のベースは整いました。しかし、その支援内容をみると、市町によって差が生じていることから、被害者の方やそのご家族、ご遺族の方が、その心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、支援内容充実に向けた働きかけを行う必要があります。

令和 4 年度は、令和 2 年度に作成した各市町の支援従事者が支援を行う際のマニュアル「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用手法も含め、支援従事者のノウハウ習得やスキルアップに向けた研修を行いました。また、被害後の心や記憶の整理、望む支援を円滑に受けてもらうためのツールとして令和 3 年度に作成した被害者のためのノート「灯り」を関係団体等に配布しました。しかし、実際に「灯り」が被害者の方やそのご家族に届けられ、活用された実績が極めて低いことから、今後は会議・研修会等を通じて、支援従事者に対して積極的な「灯り」の配布による効果的な活用を呼び掛ける必要があります。

同ハンドブック及び同ノートについて、今後、定期的に研修等で活用していく必要があります。

また、市町における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立に

向けて、全市町で策定を目指している「市町版犯罪被害者等支援施策集」については、令和4年度末で19市町にとどまっていることから、全市町での策定に向けて働きかけを継続していく必要があります。

さらに、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町窓口で配付する「相談窓口一覧」の作成を引き続き各市町へ働きかけます。

加えて、市町窓口を周知するため、各市町のホームページの整備促進、対応窓口や犯罪被害者支援に関する情報を掲載するよう働きかけます。

B 犯罪被害者等への理解の促進

県による「犯罪被害を考える集い」や「犯罪被害を考える週間」での啓発事業、「出前講座」を通じた取組のほか、市町での犯罪被害者等への理解促進に向けた広報も拡大しつつあるところですが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度は依然として低く、いまだ県民理解の促進は不十分と考えられます。よって、学校・事業所等に対する出前講座やSNS等さまざまな媒体を利用した広報等、より多くの県民に、犯罪被害者等が置かれている立場や状況、支援の必要性について知ってもらう機会を継続して提供していくことが必要です。

犯罪被害者等に対する事業者の理解促進については、まだ十分ではないと考えるため、令和5年度以降も、取組を説明する機会や作成したパンフレットを配付する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発を進め、事業者との連携を強化し、犯罪被害者に対する勤務変更や勤務調整、特別休暇制度、仕事内容への配慮等の取組を進める必要があります。

7. 令和5年度の取組の方向性

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

- ブロック別意見交換会を開催し、総合的支援体制を構築するため各関係機関・団体の役割分担を明確にし、関係機関・団体との連携を強化します。
また、市町担当者会議、研修会を通じて、実践的研修、好事例の情報提供等を行い、市町支援従事者のスキルアップ、不安解消を図ります。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に対する相談・ニーズが高まり、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性犯罪被害者をとりのこさないため、SNS広報を行う等さらに効果的なよりこに関する周知・啓発に努め、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化に努めます。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、制度周知を進めます。

C 生活再建に対する支援

- 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」について、会議・研修等様々な機会を通じて、制度周知に取り組みます。
事業者の理解促進に向けて、パンフレットを配付する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発に努めます。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

- 県内すべての市町に条例・要綱が制定された今、総合的支援体制を整備する絶好の機会と捉え、市町及び関係機関・団体を巻き込んだ会議や研修会の開催等を通じて、顔の見える関係を構築するとともに支援従事者のスキルアップを図ります。
- 市町に対する支援内容のさらなる充実を働きかけ、地域による支援内容の不均衡是正に取り組みます。

- 「市町版犯罪被害者等支援施策集」の策定に向けた市町への働きかけを強化し、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立を図ります。
- 各機関窓口で被害に関することを繰り返し話さなければならない精神的苦痛を軽減するとともに、各機関の支援に関する情報を一元的に知ることのできるツールである犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」や、市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を促進し、犯罪被害者等への情報提供の充実と被害からの早期回復を図ります。
- 性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保等、連携医療機関の充実・拡充に取り組みます。
- 子どもたちが性犯罪・性暴力の被害者にならないよう、児童・生徒に対する出前講座を強化し、性被害の未然防止や対応、相談窓口等について広報・啓発に努めます。
- 令和５年度で三重県犯罪被害者等支援推進計画が終了するため、各種施策を通じて関係機関・団体からの意見を聴取するなどし、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化やニーズを把握し、令和６年度から令和８年度の同計画策定に生かします。

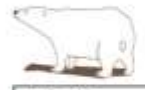
B 犯罪被害者等への理解の促進

- 県民の犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える集い」の開催や、大型集客施設での啓発活動など各種広報啓発活動を推進するとともに、「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」」の認知度向上に取り組みます。
- 犯罪被害者等の置かれる状況や「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」等の相談窓口を県民へ幅広く周知するため、SNS等を活用し、年間通じた広報活動を実施します。
- 出前講座に取り組み、条例の周知や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

別添 1 【三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談広報用チラシ】

ひとりで悩まないでください。秘密は守ります。

LINE以外に電話等でもご相談を受け付けています。
ひとりで抱え込まず、悩みやつらい思いを私たちに打ちあけてください。

DVに関する相談窓口	妊娠SOSみえ 「妊娠レスキューダイヤル」	性暴力被害に関する相談窓口
電話相談時間 月・火・木・金 9:00～17:00 水 9:00～20:00 ※LINE相談は月・火・木・金のみ 電話番号 059-231-5600 来所相談 月～金 9:00～17:00 ※事前予約要 相談員 女性相談員  相談機関 三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談支援センター) メールアドレス: jxsou@pref.mie.lg.jp	電話相談時間 月・水 15:00～18:00 土 9:00～12:00 電話予約専用ダイヤル 電話番号 090-1478-2409 相談員 助産師・看護師・保健師・社会福祉士 相談機関 NPO法人MCサポートセンター みつみえ   妊娠SOSみえHP	電話相談・面談相談時間 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前予約要 電話番号 059-253-4115 フリーコール (全国共通ダイヤル) #8891 相談員 専門相談員 相談機関 みえ性暴力被害者支援センター よりこ ※HPからメール相談もできます   よりこにできること

※いずれの相談窓口も相談は無料です。電話相談の場合、通話料は必要です。
※いずれの相談窓口も相談時間は祝日・年末年始を除きます。

【本相談事業に関するお問い合わせ】

三重県	子育て支援課	(DV相談)	TEL/059-224-2271
	子育て支援課	(妊娠SOS)	TEL/059-224-2248
	くらし、交通安全課	(性暴力相談)	TEL/059-224-2664

別添2【中学生向け「よりこ」チラシ（表面）】

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ

をご存じですか？

性暴力被害にされた方へ
だれにも相談できずに、
ひとりで悩んでいませんか？
あなたは、なにも悪くありません。
ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。
秘密は厳守します。
あなたの大切な体と心のケアについて
いっしょに考えましょう。

相談専用電話 通話料がかかります。
059-253-4115

全国共通ダイヤル はやくワンストップ **#8891**

相談時間 **10時～16時**
(土日祝、年末年始除く)

メールフォーム、LINEでの相談も24時間受け付けています。
(返信は上記時間内でおこないます)

よりこにできること

よりこ みえ 検索

<http://yorico.sub.jp/>

LINE **LINE** 相談もしています！ 3分野合同

QRコードから登録すると、友だち追加できます。

新アカウント (令和3年6月から)

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

DVに関する相談窓口

相談例
夫婦や恋人などパートナーからの暴力等

妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」

相談例
妊娠のこと、生理のこと、性のこと等

性暴力被害に関する相談窓口

相談例
望まない性行為、過去の性被害等

三重県環境生活部 くらし・交通安全課 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター よりこ

【中学生向け「よりこ」チラシ（裏面）】

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ



よりこにできること

相談時間 10時～16時（土日祝、年末年始除く）

相談専用電話 通話料がかかります。
059-253-4115 または はろくワンストップ #8891

「だれに相談したらいいかわからない…」

「話を聞いて欲しい…」

すこしでも思い当たることがあれば、
ひとりで抱え込まず、
「よりこ」に相談してください。

性暴力とは
あなたの望まない性的な行為はすべて性暴力です。

性暴力被害を受けると…
体や心に大きなダメージや傷を受け、
時間がたっても恐怖や不安で混乱した状態になります。

こんなとき、ありませんか

- 自分がいやになる
- 気持ちが落ち込む
- 被害時の情景が突然よみがえる など…

よりこにできること

医療機関の紹介

産婦人科等と連携し、医療的支援をおこないます。

弁護士による法律相談

希望に応じて、弁護士による法律相談が受けられます。

みえ性暴力被害者支援センター よりこ

相談員等による面接相談

女性相談員（カウンセラー）がお話をうかがいます。

付き添い支援

希望に応じて、病院等への付き添いをおこないます。

三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 相談機関：みえ性暴力被害者支援センター よりこ

別添3 【小学生向け「よりこ」チラシ（表面）】

[illegible]

別添3 【小学生向け「よりこ」チラシ（裏面）】

プライベートゾーンはどこかな？



こたえは・・・
みずぎを きると かくれるところ。
じぶんだけの だいじなばしょ だよ。
おくちや、おとこの子のむねも だいじなぶがんだよ。

もし、きみがプライベートゾーンを
みられたり、さわられたりしたら、
わるいひとはだれ？

わるいのは、きみじゃない。
みたり、さわったりしたひとだよ。

保護者の方へ・・・

大切なお子さんの心と身体を守るために、プライベートゾーンについてお話してあげてください。

<プライベートゾーンとは>
「水着を着ると隠れる部分」のこと



☐ 自分だけの大事な場所です。
簡単に見せたり触らせたりしてはいけません。
☐ もし、見られたり触られたりしそうになったら「いや」と言う。大人に相談する。

※ お口（男の子の胸）も大事な部分。勝手にキスして（触って）はいけません。

このプライベートゾーンの知識は「自分を守る力」になります。

お子さんからSOSがあったら？

○お子さんの話を信じてあげてください
大きく嘆いたり、驚きすぎたり、疑ったりすると、子どもは話を引っ込めてしまいます。
→ 一呼吸おいて、「よく話してくれたね」と伝えてあげてください。

○被害にあったお子さんを責めないで
「なぜ」「どうして」という言葉をつかうと、お子さんは責められているように感じます。
→ 「あなたは悪くないよ」と伝えてあげてください。

○専門家に相談しましょう
被害の内容を聞きすぎたり、「忘れなさい」と尋ねたり被害にフタをしないでください。お子さんを支えるために、保護者の方にもサポートが必要です。

→ (裏面)
みえ性暴力被害者支援センター よりこへ相談してください

別添4【「よりこ」啓発カード】



表面

裏面

別添5【「よりこ」啓発ステッカー】



別添6 【『SANE』チラシ】

みえ SANE Letter SANE(Sexual Assault Nurse Examiner) Vol.1 2023年4月号 ～性暴力被害者の医療的支援を推進するためのおたより～ 『はじめまして、わたしたちSANE(性暴力対応看護師)です』

SANE(Sexual Assault Nurse Examiner)は、性暴力に関連する心理・身体・社会および法医学的な知識・技術・態度について専門的な教育を受けた看護師です(日本フォレンジック看護学会認定)。三重県内の4名の看護職者が三重県から委嘱を受けて、性暴力被害者の医療的支援の充実をめざし活動をしています。

性暴力・性犯罪の現状

近年、全国の性暴力被害者支援センターに、「身近なひとからの性暴力」、「性虐待」、「SNSによる性暴力被害」等の相談件数が増加傾向にあります。三重県でも、ワンストップ支援機関である「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の開設以来、年々相談件数が増加しています。暴行による身体の治療、妊娠の診断、性感染症検査、裁判のための証拠採取、心理面のケア等、被害者には医療的支援が必要です。医療者は、被害者の立場や心情をよく理解し、受診が適時に適切な対応・ケアをする必要があります。

よりこ相談件数(件/年度)



件数は年々増加



医療的支援の必要性

性暴力は、「魂の殺人」とも言われます。性暴力に遭われたかたの生活への影響は甚大です。また、性暴力は自殺・自傷行為の発生を高め、PTSDの発症など中長期的に影響を及ぼす可能性があります。よって、医療従事者は、初診の初動において適切な対応をすることが求められます。適切な対応とは、急性期に必要な医療的処置を行い、必要な機関に繋げることです。しかし、医療従事者からの不適切な言動・態度により、被害者が苦しめられているのも現状です。相談件数が増加している今日、医療従事者が被害者に会える機会も今後さらに増えるかもしれません。

被害者の立場を理解した
ケアが大切です

被害者の様子～被害直後の診察時～

医療従事者が見た目で
大丈夫と思わないように

たった数時間前に傷つけられた場所を
もう一度誰かに見られたり触られたりする
ことへの恐怖と不安で
心が押しつぶされそうになった

傷ついた心と体は完全に混乱し
必死に抵抗していた
説明なく、医師が突然体に触れてきた時には
体に電気が走ったようにビリビリと痛んだ

診察を必死に我慢して
医師に言われるままに従い
自分が平常心であるかのように
ふるまっていた

性暴力被害者へのケアで最も大切なこと

二次加害を与えないケアが最も大切です。傷つけられると、二度と受診をしないかもしれません。性暴力被害者は、被害直後から中長期的に至るまで継続的に医療的支援を受けるべき対象です。

このような言葉がセカンドレイプ(二次加害)につながります!!

「たいしたことはない」「よくある事だ」など、軽視化すること
「もう忘れた方がいい」など、「なかったこと」にすることをすすめること
「勝手に許していたならしかたない」など、被害者を責めるようなこと
「あなたが魅力的だったから」など、肯定的に捉えるようなこと
「ちゃんと断らなかったんじゃない?」「抵抗したの?」など、責めるようなこと
NKK「性暴力」被害調査アンケートより

被害者は
一大決心をして
受診をしています

些細な言葉に
傷つきやすく
羞恥心・自責感を
抱えています



慢性的うつ病、アルコール依存症、薬物依存症等、精神・社会的ハイリスクの患者様の中には、過去に性暴力被害の経験があり、性暴力被害のトラウマを持っても医療従事者に開示できていないことが多いと言われています。DV・児童虐待の裏にも性暴力・性虐待が隠れているかもしれません。もしかして?という視点を持つことも必要です。

三重県立総合医療センター 水谷智子 済生会松阪総合病院 村田めぐみ 伊勢赤十字病院 小林千奈津 三重県立看護大学 杉山泰子
三重県環境生活部くらし・交通安全課

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

三重県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

（過失犯を除きます。※平成31年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

給付が受けられる要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有する犯罪被害者及びご遺族

給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（3親等内）がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

等

給付の申請方法・申請期限

（申請方法） 下記申請窓口あて郵送又は直接ご持参ください。

（申請期限） 当該犯罪被害を知った日から1年以内

（ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。）

（申請窓口） 三重県環境生活部 暮らし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2664

（相談窓口） 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

TEL 059-213-8211



申請様式等はこちらでダウンロード可能です。

（県ホームページ）

別添 7 【①三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（日本語、裏面）】

見舞金の種類・支給額、給付対象者

○ 遺族見舞金 60万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する第1順位遺族※1

※1 第1順位遺族・・・以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

（注）○内数字は、支給を受けられる遺族の順位

（注）第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

○ 重傷病見舞金 20万円

＜給付対象者＞

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された）を負った犯罪被害者ご本人

○ 精神療養見舞金 5万円

＜給付対象者＞

特定の犯罪行為※2によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された）を負った犯罪被害者ご本人

※2 特定の犯罪行為・・・殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。

殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買

申請に必要な書類

- 「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書」
- 「犯罪被害申告書」
- 「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書」
- 「三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書」
- 添付書類（住民票、盗難等被害届出証明書、診断書又は死体検案書等）
- ※ 上記申請用紙及び申請時の必要な添付書類等について、詳しくは三重県ホームページをご確認ください。

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

Para quienes han sido víctimas de delitos y los familiares en caso de muerte

Información sobre el sistema de subsidio de condolencia a las víctimas de delitos y otros en la Prefectura de Mie (スペイン語)

Se proporciona subsidio de condolencia a fin de reducir la carga económica a los familiares de las víctimas de delitos intencionales con consecuencia de muerte como asesinato entre otros, así como a las víctimas que han sufrido lesiones, enfermedades graves o enfermedades psicológicas.

Quienes son considerados víctima de delito

Todos los delitos cometidos "en Japón" o "fuera de Japón a bordo de un barco o avión japones" que cause daño a la vida o el cuerpo de una persona
(Excepto delitos por negligencia ※Sólo para los delitos que ocurrieron a partir de 1 de abril de 2019)

Requisitos para recibir el subsidio

Las víctimas y los familiares residentes en la Prefectura de Mie en el momento del delito

Casos que no podrán recibir el subsidio

Por ejemplo:

- Si el autor del crimen y la víctima o el familiar de primer orden tienen un parentesco (dentro del tercer grado de consanguinidad) (a menos que la víctima estuviera con custodia de una persona menor de 18 años)
- Si la víctima fue quien incitó a cometer el delito
- Si la persona es socialmente no aceptable para recibir el subsidio

Forma de solicitar el subsidio / plazo de solicitud

[Forma de solicitar] Envíe la solicitud por correo o llévela directamente a la ventanilla de solicitud.

[Plazo de solicitud] Dentro del plazo de 1 año a partir de la fecha de tener conocimiento del delito (En caso que sobrepase los 7 años desde la fecha del delito, no podrá solicitar el subsidio.)

[Ventanilla de solicitud] Sección de Vida Cotidiana e Seguridad del Tráfico del Departamento de Medio Ambiente y Vida Cotidiana de la Prefectura de Mie

〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Ventanilla de consulta] Centro de Asistencia General a las Víctimas del Crimen de Mie
(personería jurídica especificada sin lucro) Tel: 059-213-8211



El formulario de solicitud puede descargarse aquí.

(Página Web de la prefectura)

別添 7 【①三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（スペイン語、裏面）】

Los tipos de subsidios de condolencia, el valor de subsidio y las personas que pueden recibir el subsidio

○Subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos 600.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

El familiar de primer orden (※1) de la víctima del crimen que ha fallecido como resultado de un acto criminal y que tenía la dirección en la Prefectura de Mie en el momento de la ocurrencia del acto criminal

※ 1 El familiar de primer orden ... El familiar con el número menor entre los siguientes ① al ⑪

- 1 ①Cónyuge (incluye la persona en circunstancias similar a una relación marital de hecho)
- 2 ②Los hijos, ③los padres, ④los nietos, ⑤los abuelos ⑥los hermanos cuyo sustento se haya mantenido con los ingresos de la víctima
- 3 ⑦Los hijos, ⑧los padres, ⑨los nietos, ⑩los abuelos o ⑪los hermanos que no corresponden a "2"

[Nota] Los números en círculos indican el orden de los familiares que pueden recibir el subsidio.
[Nota] Si el familiar de primer orden no solicita el subsidio de condolencia, los demás familiares no pueden solicitarlo.

○Subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves 200.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas que sufrieron lesiones o enfermedades graves como consecuencia del delito (diagnostico medico de 1 mes o más de tratamiento y 3 días o más de hospitalización en total)

○Subsidio de condolencia por psicoterapia 50.000 yenes

< Las personas que pueden recibir el subsidio >

Las víctimas de un delito específico (※2) con consecuencia de enfermedades mentales (diagnostico medico de 3 meses o más de tratamiento y 3 días o más de ausencia en el trabajo en total)

※ 2 Delito específico ... Se incluye no sólo el intento de asesinato, sino también otros intentos del crimen.

Intento de asesinato, robo, relaciones sexuales forzadas, indecencia forzada, secuestro y tráfico de personas

Documentación necesaria para solicitar

○ "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos)"

「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書」

○ "Formulario de declaración de las víctimas del crimen"

「犯罪被害申告書」

○ "Formulario de aplicación del familiar representante a recibir el subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia a los familiares de los fallecidos) "

「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書」

○ "Solicitud de subsidio de condolencia a las víctimas del crimen etc., de la Prefectura de Mie (subsidio de condolencia por lesiones o enfermedades graves / psicoterapia) "

「三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書」

○ Documentos adjuntos (registro de domicilio, certificado de notificación de víctima del robo etc., y certificado médico o documento de caso de inspección de cadáveres etc.)

※ Para mayor información sobre el formulario de solicitud arriba mencionado y los documentos adjuntos necesarios para la solicitud, verifique la página Web de la Prefectura de Mie.

Cancelación de la determinación del subsidio / devolución del subsidio de condolencia

○ Si después que se haya tomado la determinación del subsidio, y se descubre que no tiene derecho a recibirlo o si se reconoce que ha recibido la determinación del subsidio por medios falsos u otros medios fraudulentos, la determinación del subsidio será cancelada.

○ Si la determinación de subsidio es cancelada, debe devolver el dinero.

Às vítimas de crimes e familiares de vítimas de homicídio

(ポルトガル語)

Sobre o sistema de pagamento de indenização para vítimas de crimes da Província de Mie

O pagamento de indenização é fornecido aos familiares de vítimas de homicídio, assim como às vítimas de crimes que sofreram lesão corporal grave ou desenvolveram transtornos mentais, com o propósito de reduzir os encargos financeiros.

Crimes cabíveis

Atos classificados como crimes causadores de lesão corporal ou contra a vida das pessoas, ocorridos "em território japonês" ou "dentro de embarcações ou aeronaves japonesas localizadas em território exterior"

(Não inclui crimes de negligência. *Limita-se aos crimes ocorridos no dia 1 de abril de 2019 em diante.)

Requisitos para concessão da indenização

Têm direito a receber a indenização, a vítima de crime, ou familiar de vítima de homicídio, com endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do ato criminoso sofrido.

Casos em que não é concedida a indenização (exemplos)

- Quando houver parentesco (até terceiro grau) entre o agressor e a vítima ou familiar classificado como primeiro beneficiário (exceto quando a vítima estiver exercendo a custódia de um menor de 18 anos).
- Quando a vítima induziu o ato criminoso.
- Quando se reconhece que a concessão da indenização é socialmente inadequada.

Procedimento e prazo para solicitação da indenização

[Procedimento] Enviar a solicitação por correio, ou entregar pessoalmente, ao setor de atendimento descrito abaixo.

[Prazo de solicitação] Dentro de 1 ano a partir da data de reconhecimento do crime correspondente (No entanto, não é possível solicitar após passados 7 anos a partir da data do crime.)

[Setor de atendimento] Seção de Segurança na Vida Cotidiana e Trânsito, Departamento da Vida e Meio-ambiente da Província de Mie

〒514-8570 Tsu-shi, Komei-cho 13 Tel: 059-224-2664

[Contato para consultas] Centro de Apoio Geral às Vítimas de Crimes de Mie

(associação incorporada de interesse público) Tel: 059-213-8211



Acesse o código QR para fazer o download do formulário de solicitação.

(Website da província de Mie)

別添 7 【②三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（ポルトガル語、裏面）】

Tipos de indenização, valores e beneficiários

- Indenização para familiares de vítimas de homicídio 600.000 ienes

<Beneficiários>

O primeiro beneficiário (*1) deve ser um familiar da vítima e possuir endereço na Província de Mie no momento da ocorrência do crime.

*1 Primeiro beneficiário: é o familiar que corresponder ao menor número de ① a ⑭ a seguir:

- 1 ①Cônjuge (incluindo aqueles em união estável ou circunstância semelhante)
- 2 ②Filhos, ③pais, ④netos, ⑤avós ou ⑥irmãos dependentes da vítima
- 3 ⑦Filhos, ⑧pais, ⑨netos, ⑩avós ou ⑪irmãos que não se enquadram no item "2" acima

[Obs.] Os números circulados correspondem à ordem de prioridade para recebimento da indenização.
[Obs.] A omissão da solicitação do pagamento da indenização pelo primeiro beneficiário não concede o direito de solicitação pelo segundo e seguintes beneficiários.

- Indenização para tratamento de lesão corporal ou moléstia grave 200.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso que sofreu lesão corporal ou moléstia grave (cujo tratamento médico necessite de 1 mês ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de internação).

- Indenização para tratamento de transtorno psicológico 50.000 ienes

<Beneficiários>

Vítima de ato criminoso específico (*2) que, em consequência do crime, desenvolveu algum transtorno psicológico (cujo tratamento médico necessite de 3 meses ou mais, além de um total de 3 dias ou mais de afastamento do trabalho).

*2 Ato criminoso específico: refere-se ao crime de tentativa de homicídio e aos crimes e tentativas de crime de roubo, estupro, abuso sexual, sequestro e tráfico humano.

Documentos necessários para a solicitação

- "Formulário de solicitação da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）納付申請書
- "Relatório de danos criminais"
犯罪被害申告書
- "Indicação do beneficiário da indenização para vítimas de crimes (familiares de vítimas de homicídio) da Província de Mie"
三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- "Solicitação do pagamento da indenização para vítimas de crimes da Província de Mie (indenização para tratamento de lesão corporal grave ou transtorno psicológico)"
三重県犯罪被害者等見舞金（重症病・精神療養見舞金）給付申請書
- Documentos a serem anexados (comprovante de residência, comprovante de queixa de danos causados por roubo, atestado médico ou atestado de óbito, etc.)

*Para os formulários de solicitação acima e mais detalhes sobre os documentos a serem anexados, consulte o website da Província de Mie.

Cancelamento da aprovação/devolução da indenização

- Mesmo após a aprovação do pagamento da indenização, o pagamento da indenização será cancelado em caso de descoberta de falsificação ou fraude no processo de solicitação, ou do não cumprimento dos requisitos.
- Caso a aprovação seja cancelada após o pagamento já ter sido efetuado, o valor da indenização deverá ser devolvido.

For Crime Victims and Families of Deceased Crime Victims

(英語)

Information on Mie Prefecture's Consolation Payment System for Crime Victims, etc.

Consolation payments are made to families of deceased crime victims who suddenly lost their lives because of intentional crimes, such as murders, as well as to crime victims who have suffered from severe injuries, illnesses or mental disorders caused by crimes in order to help them reduce their financial burdens.

Crimes Covered by the Consolation Payment System

The consolation payment system covers crimes committed "in Japan" or "on Japanese ships/airplanes outside Japan" which caused loss of life or physical harm.
(Except for crimes of negligence ※Only crimes committed on and after April 1, 2019 are covered by the system.)

Condition for Payment

Consolation payments are made only to crime victims or families of deceased crime victims who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed.

Rejection of Payment

There are cases where no consolation payment is made, for example:

- If the criminal is a relative (within the third degree of kinship) of the crime victim or the primary member of his or her family. (Except in the case where the crime victim used to take actual care of a person under 18)
- If the criminal act was triggered by the crime victim.
- If it is regarded as inappropriate under normal social conventions to make a consolation payment to the applicant.

Procedure and Deadline for Application

[Procedure] Please send your application forms by post or bring them directly to the following place of application.

[Deadline] We accept your application for just one year after you get informed about the crime.
(Note: You are no longer eligible to make your application if seven or more years have already passed since the occurrence of the crime.)

[Place of application] Division of Life and Traffic Safety, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu-shi 514-8570 Phone: 059-224-2664

[Consultation service] Mie Comprehensive Support Center for Crime Victims
(public interest incorporated association) Phone: 059-213-8211



You can download the application forms, etc. here.

(Mie Prefecture's website)

別添 7 【③三重県犯罪被害者等見舞金外国語版チラシ（英語、裏面）】

Types and Amounts of Consolation Payments and Those Eligible to Receive Them

○Consolation Payments to Families of Deceased Crime Victims 600,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

The primary member of the family of a deceased crime victim (*1) who lived in Mie Prefecture when the crimes were actually committed

*1 Primary member of the family of a deceased crime victim --- Among the members of the family of a deceased crime victim (① to ⑪) shown below, someone indicated by the smallest number, also referred to as the "primary member of the family of the victim," is eligible for a consolation payment of this type.

1 Spouse (①) (also in the case of de facto marriage) of the deceased crime victim

2 Any of the children (②), parents (③), grandchildren (④), grandparents (⑤) and siblings (⑥) of the deceased crime victim who used to live their daily lives under the financial support from the victim

3 Any of the children (⑦), parents (⑧), grandchildren (⑨), grandparents (⑩) and siblings (⑪) of the deceased crime victim who do not meet the condition mentioned in "2"

[Note] The numbers shown above indicate who is more or less eligible to receive a consolation payment of this type in the family of a deceased crime victim.

[Note] If the first eligible primary member of the family of a deceased crime victim does not apply for a consolation payment of this type, the next potentially eligible family members are not qualified to make an application.

○Consolation Payments for Severe Injuries or Illnesses 200,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from severe injuries or illnesses caused by crimes
(Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for one or more months and hospitalization for three or more days in total.)

○Consolation Payments for Mental Care 50,000 yen

<Those eligible for consolation payments of this type >

Crime victims who have suffered from mental disorders caused by the specified crimes (*2)
(Note: Applicants are required to have been diagnosed by a doctor as needing medical treatment for three or more months and leave of absence for three or more days in total.)

*2 Specified crimes ---The "specified crimes" cover the following types of crimes including attempted ones (like attempted murders).

Attempted murder, robbery, rape, indecent assault, abduction and human trafficking

Documents Required for Application (Description in English and Original Japanese Title)

○"Application Form for a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書〕

○"Declaration of Damage Caused by the Crime"

〔犯罪被害申告書〕

○"Notice of Determination of the Recipient of a Consolation Payment (to Someone in the Family of a Deceased Crime Victim) Made by Mie Prefecture"

〔三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書〕

○"Application Form for a Consolation Payment (for Severe Injuries or Illnesses as well as for Mental Care) Made by Mie Prefecture"

〔三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書〕

○Accompanying documents (residence certificate, certificate of filing a victim report (due to theft, etc.) and medical certificate or postmortem certificate, etc.)

* For further information on the application forms and accompanying documents mentioned above, please check the website of Mie Prefecture.

Cancellation and Return of Consolation Payments

○Even after your application is approved, we will cancel the consolation payment to you if it has turned out that you are not eligible to receive the payment or you have gained our approval by making a false report or committing a fraud.

○After the cancellation of the consolation payment to you, you must return it to us if you have already received it.

致遭受犯罪侵害的被害人和遗属

(簡体中国語)

三重县犯罪被害人等 抚慰金制度的指南

为了减轻因杀人等故意犯罪行为导致的意外死亡的犯罪被害人的遗属或身负重伤病、精神疾患的犯罪被害人的经济负担，提供抚慰金。

犯罪被害的对象

指在“日本国内”或“日本国外的日本船舶或日本飞机内”侵害他人生命或身体的犯罪行为

(过失犯除外。※只限2019年4月1日以后发生的犯罪被害。)

可接受补偿的条件

遭受犯罪被害原因的犯罪行为时，拥有在三重县内住址的犯罪被害人及遗属

不可接受补偿时

- 犯罪被害人或第一顺位的遗属与犯罪人之间属于亲属关系(3等亲内)时(但是，被害人正在监护不满18岁的人时除外。)
- 犯罪被害人诱发犯罪行为时
- 补偿抚慰金不适合社会上共同认知时

等

补偿的申请方法和申请期限

申请方法：请将申请表寄送到以下申请窗口或直接送到窗口。

申请期限：从知悉遭受该当犯罪被害之日起1年以内

(但是，从发生犯罪被害之日起经过7年时不能提出补偿申请。)

申请窗口：三重县环境生活部 生活和交通安全课

邮编514-8570 津市广明町13番地

电话：059-224-2664

咨询窗口：公益社团法人 三重犯罪被害人综合支援中心

电话：059-213-8211



申请表等可点击此处下载。

(县主页)

抚慰金の種類、支払金額、補償対象

○遺属抚慰金 60万日元

＜補償対象＞

因犯罪行为死亡的犯罪被害人遗属，发生犯罪行为时拥有在三重县内住址的第一顺位的遗属（※1）

※1 第一顺位の遺属…以下の①～⑪遺属中順位数字最小的遺属。

1 ①配偶者(包含与事实婚姻相同情况的人。)

2 依靠犯罪被害人的收入维持生活的犯罪被害人的②孩子、③父母、④孙子、

⑤祖父母、⑥兄弟姐妹

3 指不属于“2”的该当犯罪被害人的⑦孩子、⑧父母、⑨孙子、⑩祖父母、⑪兄弟姐妹
(注)○内的数字，指可以领取抚慰金遗属的順位。

(注)指第一顺位の遺属不申請該撫慰金時，第二順位之後的遺属不能提出申請。

○重伤病抚慰金 20万日元

＜補償対象＞

因犯罪行为导致身负重伤病的犯罪被害人本人(医师诊断需要疗养1个月以上且合计住院3天以上)

○精神疗养抚慰金 5万日元

＜補償対象＞

因特定的犯罪行为（※2），导致犯罪被害人本人患上精神疾病(医师诊断需要疗养3个月以上且合计不能从事劳务3天以上)

※2 特定の犯罪行为…包括故意杀人未遂以外的犯罪未遂行为。

故意杀人(未遂)、抢劫、强迫性交、强迫猥褻、绑架以及人口贩卖

申請時需提交的文件

- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(遺属抚慰金)补偿申请书”
「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書」
- “犯罪被害申报书”
「犯罪被害申告書」
- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(遺属抚慰金)领收代表人决定申请表”
「三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書」
- “三重县犯罪被害人等の抚慰金(重伤病、精神疗养抚慰金)补偿申请书”
「三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書」
- 附属文件(住民票、被盜等被害申报证明、诊断书或尸检报告等)

※有关上述申请表及申請時需提交附属文件等，詳細請確認三重县主页。

取消补偿认定和退还抚慰金

- 补偿认定后，一旦判明没有接受补偿资格，或并认为是通过伪装等其它非法手段接受补偿认定时，则取消补偿认定。
- 取消补偿认定时，如果已经支付了补偿抚慰金则必须退还。

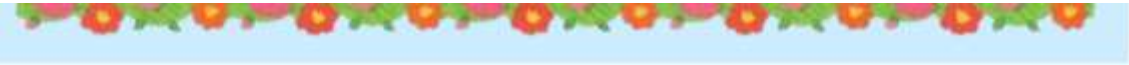


ひとりで悩みでは ありませんか

私たちは、犯罪による被害に遭われた方々のご相談をうけております。
困っているときは、寄り添いながら支援をさせていただきます。
あなたの声を聞かせてください。

〇〇市(□□町)





目 次

犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

<u>犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧</u>	1～4
・公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター	1
・みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心）	1
・公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク	1
・県の相談窓口	2
・警察の相談窓口	2
・津地方検察庁（被害者ホットライン）	3
・三重弁護士会（犯罪被害者支援センター）	3
・日本司法支援センター（法テラス）	3
・公益財団法人 暴力追放三重県民センター	3
・公益社団法人 犯罪被害者救済基金	4
・公益財団法人 日本財団（まごころ奨学金係）	4
<u>その他（悩み・困りごとに関する）県の相談窓口一覧</u>	4～5
<u>犯罪被害者団体（自助グループ）</u>	6
・三重県交通遺児を励ます会	6
・生命のメッセージ展(三重実行委員会)	6
・いのちの言葉プロジェクト	6
<u>〇〇市（□□町）の対応窓口一覧（例）</u>	7
<u>（参考）三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧</u>	8



犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族のための相談窓口です。

ひとりでお悩まず、まずはご相談ください。

公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

(三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

相談・支援 内 容	犯罪被害についての電話・面接相談 ～病院や裁判所等への付き添い等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-221-7830（なやみなし） 【受付時間】 月～金（年末年始、祝日を除く） 10:00～16:00

みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心）

相談・支援 内 容	性犯罪・性暴力被害に遭われた方の専門相談 ～医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-253-4115（よりこ） 【受付時間】 月～金（年末年始、祝日を除く） 10:00～16:00

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等電話相談 全国共通ナビダイヤル	【電話番号】 0570-783-554（なやみはここよ） 【受付時間】 7:30～22:00（12/29～1/3までを除く）
対 応 内 容	【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】 （例）10:00～16:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 （公社）みえ犯罪被害者総合支援センター（開設時間平日10:00～16:00）へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援に応じています。 【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】 （例）7:30～10:00、16:00～22:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 「犯罪被害者等電話サポートセンター」につながり、電話相談に応じています。 ※ その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。 【22:00～7:30までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】 ガイダンス対応となります。

県の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する 総合窓口 (三重県犯罪被害者等見舞金)	くらし・交通安全課	059-224-2664	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
交通事故に関する相談	くらし・交通安全課	059-224-2201	月～木 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
DV被害に関する相談	女性相談所	059-231-5600	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 火・木は、20:00まで
児童虐待に関する相談 管轄の児童相談所が 分からない方は、 児童相談所 全国共通ダイヤル 189 (いちばやく) 【24時間対応】	北勢児童相談所 (桑名市、いなべ市、四日市市、 桑名郡、員弁郡、三重郡)	059-347-2030	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
	鈴鹿児童相談所 (鈴鹿市、亀山市)	059-382-9794	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
	中勢児童相談所 (津市、松阪市、多気郡)	059-231-5666	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
	南勢志摩児童相談所 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡)	0596-27-5143	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
	伊賀児童相談所 (伊賀市、名張市)	0595-24-8060	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
	紀州児童相談所 (尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、 南牟婁郡)	0597-23-3435	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

警察の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する 相談	三重県警察本部 被害者支援室	059-222-0110 (代)	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
性犯罪被害に関する相談、 犯罪被害者へのアドバイス	三重県警察性犯罪被害 相談電話	#8103 (ハートさん) 又は 0120-110919	24時間対応
犯罪被害に遭われた少年に 関する相談	少年相談110番	0120-417867	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
暴力団犯罪による被害者から の相談	暴力相談電話	059-228-8704	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
外国人の方からの犯罪被害等 に関する相談	国際事犯相談電話	059-223-2030	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
警察活動に関する相談	警察安全相談電話	#9110 又は 059-224-9110	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

津地方検察庁(被害者ホットライン)

相談内容	犯罪被害についての相談、事件に関する問合せ
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 059-228-4166 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

三重弁護士会(犯罪被害者支援センター)

相談・支援 内 容	被害回復のための法律相談 ～示談交渉、裁判の受任、被害者等の権利の確立・保護活動(マスコミ対策)、 加害者からの権利侵害の予防、救済活動等～
面接相談 申込方法	※ 原則、面談による相談 相談場所＝担当弁護士の法律事務所、弁護士会館、同四日市支部 ただし、相談者が犯罪の被害等のため移動困難な場合等は電話等による 相談も可能です。 ※ 初回相談は無料 【申込方法】 書面(FAX)、電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。 【電話番号】 059-222-5957 FAX059-227-4675 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

日本司法支援センター(法テラス)

相談、支援内容	相談窓口の案内、法制度の紹介、弁護士の紹介
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ) 【受付時間】 月～金 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) 【電話番号】 日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344 ※IP電話をご利用されている場合は、0503383-5470 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

公益財団法人 暴力追放三重県民センター

相談内容	暴力団員による不当な行為等の相談
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 0120-31-8930(やくざゼロ) 代表電話 059-229-2140 【受付時間】 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00

公益社団法人 犯罪被害救済基金

目的・主な活動内容	犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重傷害を受けた方の子供のうち、経済的理由で就業が困難な方に対し、奨学金など犯罪被害にかかる救済事業を行っています。（奨学金等給与事業、支援金支給事業）
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】03-6229-5111 【URL】 http://kyuenkikin.or.jp 【Twitterアカウント】@kyuenkikin

公益財団法人 日本財団(まごころ奨学金係)

目的・主な活動内容	保護者（父または母など）が、交通事故・詐欺被害・傷害・殺人など理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。
電話・連絡先等	【電話番号】03-6229-5111 【FAX番号】03-6229-5160 【URL】 http://nf-yoho.com/ 【メールアドレス】magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

その他(悩み・困りごとに関する)県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
消費生活に関するトラブル等の相談	三重県消費生活センター	059-228-2212	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
性別にとらわれず自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みに関する相談	フレンテみえ相談室	059-233-1133	○女性相談員対応日 火～日 9:00～12:00 火、金、土、日 13:00～15:30 木曜 17:00～19:00 月曜(祝日の場合のみ対応) 9:00～12:00 13:00～15:30 (年末年始、祝日(月曜が祝日の場合はその翌平日)を除く)
		059-233-1134	○男性相談員対応日 第1木曜 17:00～19:00 ○LGBT相談 第3金曜 13:00～19:00
人権に関する相談	三重県人権センター	059-233-5500	月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
ひきこもり専門電話相談・依存症専門電話相談	こころの健康センター	059-253-7826	毎週月曜 (年末年始、祝日を除く) 13:00～16:00
自殺予防・自死遺族電話相談		059-253-7823	毎週月曜 (祝日の場合は火曜、年末年始を除く) 13:00～16:00

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
計画していない妊娠等の悩み相談	妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」	090-1478-2409	月・水曜 15:00~18:00 土曜 9:00~12:00 (年末年始、祝日を除く)
身体障がいに関する相談及び支援	障害者相談支援センター	059-236-0400	月~金 (年末年始、祝日を除く) 8:30~17:15
高次脳機能障がいに関する相談及び支援	身体障害者総合福祉センター	059-231-0802	月~金 (年末年始、祝日を除く) 8:30~17:15
労働に関するあらゆる困りごと相談	三重県労働相談室	059-213-8290 059-224-3110	月・水・金 9:00~17:00 火・木 9:00~19:00 (年末年始、祝日を除く)
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方等に関する相談	教育相談	059-226-3729	月・水・金 9:00~21:00 火・木 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
いじめに関する相談	いじめ電話相談	059-226-3779	24時間対応
いじめやその他の子どものSOS全般に関する相談	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間対応
学校における体罰に関する相談	体罰に関する相談	059-228-0032	月・水・金 9:00~21:00 火・木 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談	セクシュアル・ハラスメントに関する相談	059-226-3728	月~金 (年末年始、祝日を除く) 9:00~17:00

犯罪被害者団体(自助グループ)

自助グループとは、同じように被害を受けた当事者の方同士が互いに語り合い、精神的に支え合うことでやすらぎ、再び立ち上がろうとする方々の集まりです。

三重県交通遺児を励ます会(会長 安田厚子)

目的・主な活動内容	【目的】 交通事故などにより父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子どもの自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うことを目的として活動している「交通遺児家庭による交通遺児のための自助団体」です。 【主な活動内容】 交通遺児家庭への支援（追悼会、餅つき大会、小中高入学祝金、成人式祝金、クリスマスプレゼント等）、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 【携帯電話番号】 059-364-5562 090-3855-5068 【URL】 http://miekoutsuiji.localinfo.jp/

生命のメッセージ展（三重実行委員会 代表 垣内奈穂子）

目的・主な活動内容	【生命のメッセージ展】 理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方が生きた証の象徴である靴の展示です。人型には顔写真と残されたご家族のメッセージが添えられています。人型となった被害者の方々は「生命の大切さ」を伝えるメッセンジャーです。被害者のご家族は、一人でも多くの人にそのメッセージを受け取ってもらうために、各地で活動をしています。
電話・連絡先等	【携帯電話番号】 090-9338-0242 【URL】 www.inochi-message.com/

いのちの言葉プロジェクト(代表 鷺見三重子)

目的・主な活動内容	【目的】 大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援して下さる方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。 【主な活動内容】 各学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」（灯籠）の展示、人形劇「しあわせの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教室」の講演会等を実施しています。
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 0594-76-7338 【URL】 http://akari.readymade.jpのメールフォームをご利用ください。

〇〇市(〇〇町)の対応窓口一覧(例)

支援内容		相談窓口		電話番号	備考
全般	相談・総合的対応窓口	〇階	課		
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	〇階	課		
	寡婦年金(国民年金)	〇階	課		
	死亡一時金(国民年金)	〇階	課		
遺族・ 重傷病	遺族厚生年金(特別養、特養費、養子費のみ、養子費等費)	〇階	課		
	犯罪被害者等支援金	〇階	課		
障害が 残った被害者	特別障害者手当	〇階	課		
	身体障害者手帳の交付	〇階	課		
	障害基礎年金(国民年金)	〇階	課		
	障害者福祉手当(障害者福祉法に基づき)	〇階	課		
	障害者住宅改修費の給付	〇階	課		
	特別児童扶養手当	〇階	課		
	障害児福祉手当	〇階	課		
	療育手帳の交付	〇階	課		
ST/DV	住民基本台帳の閲覧制限	〇階	課		
	女性相談員配置事業	〇階	課		
	DV被害者の臨時健康保険住民登録外加入	〇階	課		
	母子生活支援施設への入所	〇階	課		
	DV被害者の市営住宅優先抽選制度	〇階	課		
精神	精神障害者保健福祉手帳の交付	〇階	課		
医療	自立支援医療制度	〇階	課		
	心身障害者医療費公費負担制度	〇階	課		
	子ども医療費助成制度	〇階	課		
ひとり親 家庭	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	〇階	課		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	〇階	課		
	高等職業訓練促進費等事業	〇階	課		
	母子家庭等生活支援給付金(母子家庭等生活支援給付金)	〇階	課		
	ひとり親家庭等学校卒業後生活支援給付金(ひとり親家庭等学校卒業後生活支援給付金)	〇階	課		
	ひとり親家庭等生活支援給付金(ひとり親家庭等生活支援給付金)	〇階	課		
	母子・父子自立支援員設置事業	〇階	課		
	児童扶養手当	〇階	課		
子育て 支援・ 児童 虐待	家庭児童相談事業	〇階	課		
	児童手当	〇階	課		
	一時保育(一時預かり)事業	〇階	課		
	病児・病後児保育事業	〇階	課		
	ファミリー・サポート・センター	〇階	課		

支援内容		相談窓口		電話番号	備考
子育て支援・児童福祉	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	〇階	課		
	夜間養護等（トワイライト）事業	〇階	課		
	放課後児童クラブ（学童保育）	〇階	課		
支就援学	養保護及び準養保護児童生徒援助費	〇階	課		
	新入学用品準備金の入学前支給	〇階	課		
	私立幼稚園就園奨励費補助	〇階	課		
各種相談	無料弁護士相談	〇階	課		
	無料司法書士相談	〇階	課		
	人権相談事業	〇階	課		
	交通事故相談事業	〇階	課		
	消費生活相談事業	〇階	課		
	若者就業サポートステーション	〇階	課		
	教育相談	〇階	課		
介護・保護	福祉全般相談	〇階	課		
	健康相談	〇階	課		
	高齢者・介護に関する相談（加齢対応支援センター）	〇階	課		
	生活保護制度	〇階	課		
	生活困窮者自立支援事業	〇階	課		
	税の猶予（市町県民税）	〇階	課		
	高齢者虐待防止事業	〇階	課		
	障害者虐待防止事業	〇階	課		
	成年後見制度利用支援事業	〇階	課		
	犯罪被害者の市営住宅優先入居制度	〇階	課		

(参考)三重県内各市・町の犯罪被害者等相談窓口一覧

市町名	相談窓口	電話番号	受付時間
津市	市民部市民交流課	059-229-3252	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
四日市市	市民文化部市民協働安全課	059-354-8179	
伊勢市	危機管理部危機管理課	0596-21-5524	
松阪市	環境生活部地域安全対策課	0598-53-4074	
桑名市	生活安全対策室	0594-24-1337	
鈴鹿市	危機管理部交通防犯課	059-382-9022	
名張市	市民部市民相談室	0595-63-7416	
尾鷲市	市民サービス課	0597-23-8250	
亀山市	防災安全課	0595-84-5035	
鳥羽市	総務課防災危機管理室	0599-25-1118	
熊野市	市民保険課	0597-89-4111 (内線133)	
いなべ市	総務部総務課	0594-86-7745	
志摩市	総務部地域防災室	0599-44-0203	
伊賀市	人権生活環境部市民生活課	0595-22-9638	
木曽岬町	危機管理課	0567-68-6101	月～金(年末年始、祝日を除く) 8:15～17:00
東員町	町民課	0594-86-2806	
菰野町	総務課安全安心対策室	059-391-1102	月～金 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
朝日町	総務課	059-377-5651	
川越町	福祉課	059-366-7116	
多気町	総務課	0598-38-1111	
明和町	生活環境課(人権センター)	0596-55-3052	
大台町	総務課	0598-82-3781	
玉城町	税務住民課	0596-58-8201	
度会町	防災環境課	0596-62-2424	
大紀町	総務財政課	0598-86-2212	
南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704	
紀北町	危機管理課	0597-46-3114	
御浜町	総務課	05979-3-0505	
紀宝町	総務課	0735-33-0333	





プログラム



第1部(13:30~)

○ 開会

○ あいさつ

三重県副知事

はっとり ひろし

服部 浩

津市長

まえば やすゆき

前葉 泰幸

三重県警察本部長

さの ともき

佐野 朋毅

○ 講演「あなたが突然、犯罪被害者になったら…」

てらわ さとる

犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟 氏

～休憩 10分～

○ 条例概要・支援活動紹介

津市犯罪被害者等支援条例概要

(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター支援活動

～休憩 10分～



第2部(15:20~)

○ 犯罪被害者支援トーク&ライブ

あつ (三重県出身シンガーソングライター)

○ 閉会あいさつ

(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター

むらもと じゅんこ

理事長 村本 淳子



犯罪被害者等支援センター
『どゅんどもん』

令和4年度

犯罪被害者を考える集い
津市犯罪被害者等支援条例制定記念

11月26日(土)

サンヒルズ安濃

ハーモニーホール

13:30-16:00

【共催】 三重県・津市・公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

【協力】 三重県警察

【後援】 三重県市長会・三重県町村会・三重弁護士会

日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所・三重県教育委員会・津市教育委員会

ご登壇者のご紹介



講演「あなたが突然、犯罪被害者になったら…」

犯罪被害者ご遺族 寺輪 悟氏

平成25年8月、三重郡朝日町地内で当時高校生だった元少年に襲われ死亡した寺輪博美さん（当時中学3年生、15歳）の父である寺輪悟氏は、平成30年6月、三重県知事あてに「犯罪被害者の置かれている状況等」を記した切実な内容の書簡を届け、これが三重県犯罪被害者等支援条例制定のきっかけとなりました。現在も「条例を制定することで安心して過ごせるようにしたい。」との思いで、犯罪被害者等を救済する条例や補償制度創設の必要性を訴える活動を続けられています。



犯罪被害支援トーク&ライブ

シンガーソングライター あつ



三重県出身・ギター弾き語り女性シンガーソングライター。
2006年フジテレビ系「めっちゃ×2イケてるッ!」エンディングテーマ「笑学校（しょうがっこう）」でメジャーデビュー！
メッセージソングを中心に繰り広げるライブは、学校や研修会でのトーク&ライブとしても好評！また三重県交通安全キャンペーンソングをはじめ、三重県津市のご当地グルメ「津ぎょうざ」PRソングなど、様々な企業・団体のイメージソングやキャンペーンソング、小学校の校歌（作詞）などの制作も手掛ける！
また、全国各地を歌い巡る一人旅や、現在はキャンピングカーでソロキャンプもこなすアウトドア派。

ご協力団体のご紹介



生命のメッセージ展三重実行委員会

代表 垣内 奈穂子 氏

「生命のメッセージ展」は、理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方が生きた証の象徴である靴の展示です。被害者のご家族は、「生命の大切さ」を伝えるメッセージを受け取ってもらうための活動をされています。

いのちの言葉プロジェクト

代表の鷲見三重子氏は、平成9年4月、当時16歳だった息子さんを交通事故で亡くされ、その後「いのちの言葉プロジェクト」を設立。「いのちの灯り」（灯籠）の展示、小学生対象の人形劇「しあわせの種」の上演や絵本の作成等の「いのちの大切さ」を発信する活動をされています。

三重県交通遺児を励ます会

会長 安田 厚子 氏

交通事故により父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子供の自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うことを目的として活動している交通遺児家庭による交通遺児のための自助団体です。交通遺児家庭への支援、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。

犯罪被害を考える週間

11月25日～12月1日



私たちの身の回りでは、毎日のように事件や事故が発生しており、誰がいつ犯罪被害に遭うかわかりません。
犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、ケガをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。
もし、あなたやあなたの大切な方が犯罪被害に遭ったら・・・、一度考えてみましょう。

犯罪被害に遭うと・・・

心身の不調

感情や感覚のマヒ、無力感、自分を責める気持ち、不眠、食欲不振など



再被害への不安

加害者から再び危害を加えられること
あるいは、そういったことへの恐怖や不安 など



生活上の問題

収入の途絶、転居、医療費や裁判費用等の経済的負担 など



二次被害の発生

周囲の偏見や心無い言動による精神的な苦痛 など



↓

必要なのは、県民の皆さんの「理解」と「配慮」

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が平穏な生活を取り戻すためには、周りにいる私たちの寄り添う気持ちや配慮が必要です。一緒に犯罪被害者等を支える輪を広げていきましょう。

県民の皆さん行動例

- あいさつなどいつもどおり接する
- 求められたときに話し相手になる
- 困っていることがないか声をかける
- 相談窓口を紹介する





三重県

三重県環境生活部
くらし・交通安全課
犯罪被害者等支援



三重県犯罪被害者等見舞金

三重県では、犯罪被害者及びそのご遺族の経済的負担を軽減するため、以下の見舞金を給付しています。

見舞金の対象者



対象となる犯罪

- 日本国内又は日本国外にある船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪です。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪は、給付の対象外です。

見舞金の給付が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、三重県内に住所を有していた人です。
- 犯罪被害者と加害者との間に、三親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
- ※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。

見舞金の種類



遺族見舞金【60万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が給付対象です。
- 遺族の範囲と順位
 - ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）②子③父母
 - ④祖父母⑤兄弟姉妹

重傷病見舞金【20万円】

- 犯罪被害によって重傷病（療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人

精神療養見舞金【5万円】

- 特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者本人
- 精神療養見舞金の給付対象となる犯罪行為の例
殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など

見舞金の申請

- 申請窓口は、三重県環境生活部くらし・交通安全課です。
- 申請についてのご相談は、みえ犯罪被害者総合支援センターでも受け付けます。

見舞金の請求期間

- 犯罪被害を知った日から1年間です。
- ※ただし、犯罪発生日から7年までの間

見舞金の返還

- 見舞金の受給後に給付資格がないことが判明した場合や、虚偽の申請であったことが判明した場合等は見舞金を返還していただく必要があります。

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書（令和４年度）

令和５（２０２３）年９月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514－8570 津市広明町 13 番地

電 話：059-224-2664

F A X：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県ＨＰ：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/ci400015131.htm>